

寄付に関する Q&A

Q1-1 寄付が「特定寄付」と「一般寄付」の 2 種類に分かれているが、どうしてか。

A. 寄付金の使途が違います。「特定寄付」は、生徒用の机・椅子の購入に使うものであり、いずれも購入・納品後は、静岡県に寄付します。

一方、「一般寄付」は、富士高創立 100 周年記念式典開催及び記念誌刊行等のために使います。

Q1-2 「特定寄付」は税制控除の対象となっているが、一方、「一般寄付」は対象でないのはどうしてか。

A. 「特定寄付」の使途は、生徒用の机・椅子の購入に使うものであり、いずれも購入・納品後は、静岡県に寄付することから、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号及び所得税法第 78 条第 2 項第 1 号に定められた「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当します。

この旨の承認を令和 3 年 9 月 2 日付けで名古屋国税局長から得ており、税制控除の対象となります。

一方、「一般寄付」は、記念式典行事や 100 周年記念誌の刊行等のために使うものであり、静岡県に寄付するものでないので、税制控除の対象とはなりません。

Q1-3「特定寄付」と「一般寄付」のどちらを選んだらいいのかわからない。選択する上で参考となるガイドラインはあるのか。

A. ガイドラインは特にありません。「特定寄付」と「一般寄付」は、その用途や税制控除の有無により賛同できる寄付を選択してください。

ただし、「特定寄付」については、個人 50,000 円、法人 100,000 円以上の協力をお願いします。

Q1-4「特定寄付」を選んだときのメリットはあるか。

A. 税制上の控除があります。具体的には、次のとおりです。

- 個人の場合、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号により寄付金控除の対象となります。
- 法人の場合、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号により損金算入が認められます。

Q1-5 学年同窓会や部活動の名義で「特定寄付」をして、税制控除のメリットを受けることができるか。

A. 税制控除のある「特定寄付」は、個人又は法人に限られています。学年同窓会などの任意の団体の場合は、「一般寄付」でお願いします。

Q1-6 個人が複数の共同名義により、「特定寄付」をすることができるか。

A. 個人が「特定寄付」をする場合は、一人に限定しており、共同名義では税制控除のメリットは受けられません。したがって、共同名義の場合は「一般寄付」でお願いします。

Q1-7 同封されてきた郵便局の払込取扱票の「ご依頼人」欄に印字されている住所が、現住所と異なる場合は、どのようにしたらよいか。

A. 郵便局の払込取扱票の「ご依頼人」欄に印字されている住所や電話番号が、現在の住所等と異なる場合は、訂正届欄に記入してください。

特に、「特定寄付」にあっては、「ご依頼人」欄に印字されている住所あてに、確定申告に必要な

「寄付金受領証明書」を送付しますので、必ず確定申告する際の現住所を記入していただくようお願いいたします。

Q1-8「特定寄付」が目標の 5,000 万円を超えたときは、どうするのか。

A. 目標に達成した時点で HP に掲載させていただきますので、達成後は「一般寄付」へお願いいたします。

超過した額を現金で静岡県に寄付します。(実行委員会の財源とはなりません。)この事態を避けるため、寄付金額に達した時点で振込口座を停止します。この結果、これ以降の振込はできません。希望とは異なりますが、「一般寄付」に入金していただけるようお願いいたします。

Q1-9「一般寄付」は、1 口(5 千円)以上でなければならないのか。

A. 特に規定はありません。一口 5 千円は実行委員会が示した目安です。

Q1-10「特定寄付」は、個人 50,000 円、法人 100,000 円以上でなければならないのか。

A. この金額以上でお願いできればと思います。「特定寄付」は、税制控除のメリットがあるため、この金額以上とさせていただきます。

Q1-11 寄付金額は、5 千円の倍数でなければならないのか。

A. 特に規定はありません。

Q1-12 クレジットカードからの入金できないのか。

A. 「一般寄付」につきましては、当サイトより申し込みができます。

Q1-13 「一般寄付」の目標額は 2,000 万円となっているが、これが上限なのか。

A. 「一般寄付」の目標額を示していますが、上限額は定めておりません。

Q1-14 寄付金受領証明書には、いつの日付けで発行するのか。

A. 「特定寄付」をいただいた方には、原則として、指定された口座に振り込まれた日付けで発行します。

「一般寄付」においては、振込明細書を領収書の代わりとさせていただきます。改めて受領証明書（領収書）を送ることはありませんのでご了承下さい。

Q1-15 「特定寄付」と「一般寄付」では、募集する期間が異なるがどうしてか。

A. 「特定寄付」は、税制控除の対象となっており、名古屋国税局長から令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間と決められております。一方、「一般寄付」は、実行委員会の判断により令和3年10月1日から令和4年12月31日までとさせていただきました。

Q1-16 「特定寄付」や「一般寄付」をされた方に、実行委員会として記念品を贈る予定はないか。

A. 税制控除の対象となっている「特定寄付」については、国税当局から寄付の見返りとして記念品等を贈ることは厳に控えるよう指導を受けております。

一方、「一般寄付」については、そのような指導はありませんので、2口(1万円)以上ご寄付いただいた方には、以下のような記念品を贈呈させていただきます。

- ・2口寄付の方・・・100周年記念DVD
- ・4口寄付の方・・・100周年記念誌
- ・6口以上寄付の方・・・100周年記念誌・DVD

なお、寄付いただいた方全員を、別冊の「寄付者名簿」に掲載し、永年保管します。